

## (1) 都市防災

## ア) 概況

○平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方から関東地方にかけての広い範囲で、戦後最大級といわれるほどに未曾有の大惨事をもたらしました。市内でも、道路や公共施設などが破損するとともに、多数の帰宅困難者が発生するなど、市民生活がかつて経験したことのない不安を受けました。

○地震調査研究推進本部<sup>46</sup>の報告によると、埼玉県には、群馬県西部から県北東部にかけて関東平野北西縁断層帯と、県南部から東京都南部まで延びる立川断層帯があるとともに、県内に被害を及ぼす地震には南関東で発生するマグニチュード 7 クラスの首都直下地震また相模トラフ沿いで発生するプレート間地震があるとされています。

○また、西部の山地（関東山地）に比べ、東部の関東平野、その中でも特に河川沿いの低地では、地盤増幅率が高く、今後 30 年以内に震度 6 以上の地震に見舞われる確率及び震度ともに大きくなるとされています。（図 6-1-1）

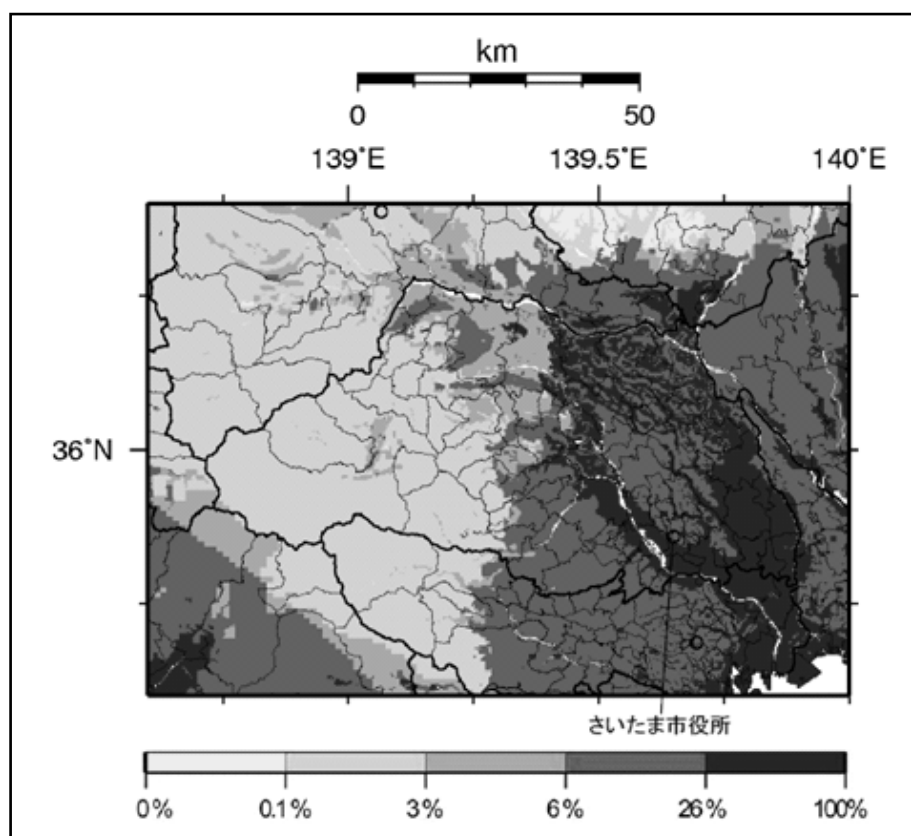


図 6-1-1 今後 30 年以内に震度 6 以上に見舞われる確率

出典：独立行政法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」（平成 21 年版）

<sup>46</sup> 行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、平成 7 年 7 月に制定された地震防災対策特別措置法に基づき総理府に設置（現・文部科学省に設置）された政府の特別機関。

○一方、政府の地震調査研究推進本部によると、南関東を震源域とするマグニチュード7クラスの首都直下地震が、今後30年以内に約70%という高い確率で発生すると予測されています。さらに、最近では、東日本大震災で生じた地殻変動によって、首都圏の地盤に圧力が加わり、首都直下地震が誘発される可能性が高まっているといった指摘<sup>47</sup>もなされています。

【参考】 さいたま市直下地震による本市の主な被害一覧

| 項目     | 予測内容      | 対象及び現況                                   | さいたま市<br>直下地震 |
|--------|-----------|------------------------------------------|---------------|
| 建物被害   | 全半壊棟数     | 木造・非木造棟数<br>309,518 棟                    | 61,079 棟      |
| 出火延焼被害 | 出火件数      | —                                        | 248 件         |
|        | 焼失棟数      |                                          | 38,278 棟      |
| 人的被害   | 死者数       | 総人口<br>1,215,846 人<br>発災時人口<br>867,302 人 | 2,891 人       |
|        | 負傷者数      |                                          | 58,336 人      |
| 生活支障   | 避難者数（1日後） |                                          | 223,410 人     |
|        | 帰宅困難者数    |                                          | 140,300 人     |
| 上水道被害  | 断水人口（1日後） | 供給人口<br>1,214,743 人                      | 506,431 人     |
| 下水道被害  | 支障人口      | 処理人口<br>1,215,846 人                      | 7,959 人       |

出典：総務局危機管理部防災課「さいたま市被害想定調査」（平成22年3月）

注1）被害が最大となる冬の18時、風速15m/秒を想定。

2）「さいたま市直下地震」はマグニチュード6クラスの最大である6.9を想定。

○平成23年度現在、市内に立地する住宅の耐震化率は、戸建住宅のうち木造が76%、非木造が89%、共同住宅のうち木造が76%、非木造が97%であり、木造住宅の耐震化の促進は、防災対策上重要な課題の1つとなっています。（表6-1-1）

表6-1-1 住宅の耐震化率の状況

（単位：戸）

| 種類   | 構造  | 現状(平成23年度)        |               |         |                   |         | 耐震化率<br>(%)<br>(c+d)/e |
|------|-----|-------------------|---------------|---------|-------------------|---------|------------------------|
|      |     | a)旧耐震<br>基準(～S56) | b)耐震性が<br>不十分 | c)耐震性あり | d)新耐震<br>基準(S57～) | e)合計    |                        |
|      |     |                   |               |         |                   |         |                        |
| 戸建住宅 | 木造  | 56,500            | 49,700        | 6,800   | 153,700           | 210,200 | 76                     |
|      | 非木造 | 1,800             | 1,500         | 300     | 12,100            | 13,900  | 89                     |
| 共同住宅 | 木造  | 8,600             | 7,600         | 1,000   | 23,500            | 32,100  | 76                     |
|      | 非木造 | 26,900            | 6,500         | 20,400  | 185,600           | 212,500 | 97                     |
| 合計   |     | 93,800            | 65,300        | 28,500  | 374,900           | 468,700 | 86                     |

出典：建設局建築部建築総務課「さいたま市建築物耐震改修促進計画」（平成24年3月）

<sup>47</sup> 東京大学地震研究所が平成24年1月に公表した計算結果によると、東日本大震災の発生から昨年12月までに首都圏で起きたマグニチュード(M)3以上の地震の観測データから、首都圏でM7クラスの直下型地震が4年以内に70%、30年以内では98%という極めて高い確率で起きる可能性があるとしている。

○いつ、どこで起こるのか分からない災害による被害を最小限に抑えるためには、自らの生命は自らが守る「自助」、地域での助け合いにより自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、市民・地域による防災まちづくりへの支援と防災体制の強化である「公助」のそれぞれの対応力を高め、連携することが極めて重要といえます。共助の仕組の1つである自主防災組織について、平成23年4月1日現在の本市の結成率は86.2%であり、県内40市中21番目の水準にあります。

## イ) 本市の主な取組

- 平成20年3月に、災害に強いまちづくりを推進していくための根本となる理念や視点、基本目標を定め、個別・具体的な施策を体系的に整理した「さいたま市災害に強いまちづくり計画」を策定しています。
- 本計画の基本理念である「みんなでつくろう、誰もが安心・安全に暮らせる災害に強いまち」の具現化に向け、実施計画事業に取り上げた各施策の達成度（平成22年度）を評価し、取組状況の確認などの進行管理を実施しています。
- 評価の結果によると、「C：予定より遅れている事業」では、緊急輸送道路の沿道における不燃化・耐震化の促進や、緊急輸送道路上の橋梁や跨道橋・跨線橋の重点的な耐震対策など、震災時の道路ネットワークの確保を目的とした事業が比較的目標立つ状況にあります。
- 地震災害に強いまちづくりを推進するために、民間の住宅や特定建築物<sup>48</sup>の耐震診断、耐震補強設計・補強工事を行った所有者等への助成事業を実施するとともに、平成22年4月から建替えや耐震シェルターの設置に対する助成制度を創設するなど、既存建築物の耐震化の支援に取り組んでいます。
- さいたま市自主防災組織連絡協議会の運営を支援するとともに、自主防災組織の結成促進及び育成強化を図っています。また、避難生活に備えた自主的な訓練などを行うため、平成24年度末までに、避難区域の自主防災組織を主体とする避難場所運営委員会を、公民館を除く全ての避難場所199箇所に設置することを目指しています。
- 災害に強いまちづくりを目指し、地域の防災力向上と減災のために自ら率先して活動し、地元の自治会や自主防災組織及び避難場所運営委員会などとともに地域防災の担い手となる防災アドバイザーや、災害時に被災者のニーズと、応急対応、復旧・復興支援のために市内外から来られるボランティアとの架け橋となり、調整を図る役割を担う防災ボランティアコーディネーターなどの養成及び継続的なスキルアップに取り組んでいます。

---

<sup>48</sup> 多数の者が利用するなど、一定の用途で一定の規模以上の建築物のうち、昭和56年6月1日に施行された新耐震基準を満たしていない建築物。

#### ウ) 今後の重点課題

- ◆切迫する首都直下地震に備え、今後より一層、ハード・ソフトの両面から、より総合的かつ計画的に災害に強いまちづくりを推進することが求められています。
- ◆公共建築物の耐震化を計画的に推進するとともに、震災時の道路ネットワークの確保に向け、緊急輸送道路沿道の耐震化の促進に努める必要があります。
- ◆今後も引き続き、地域防災力の中枢を担う防災士（防災アドバイザー）や防災ボランティアコーディネーターの養成及び継続的なスキルアップを図るとともに、自主防災組織の強化を図る必要があります。
- ◆行政と企業が協力し、帰宅困難者も対象に含めた非常用物資の計画的備蓄や従業員の安全確保を進めるなど、社会全体として防災・減災力を高めていくことが極めて重要な課題となっています。

## (2) 事故や犯罪の防止

### ア) 概況

○「平成 23 年版 犯罪白書（法務省）」によると、刑法犯の認知件数は、平成 8 年から毎年戦後最多を更新し、平成 14 年には 369 万 3,928 件に上ったものの、その後は一貫して減り続け、平成 22 年では 227 万 1,309 件（対前年比 12 万 8,393 件（5.4%）減）と平成 14 年の約 6 割の水準にまで低下しています。

○本市の刑法犯認知件数は、平成 10 年頃から増加傾向が続いていました。しかし、近年、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の高まりから、自治会や PTA、地域関係団体等が自主的に防犯パトロールや子どもの見守り活動を行うようになったことも 1 つの要因となり、平成 16 年をピークに 17 年以降減少傾向に転じています。平成 22 年では 18,323 件と、平成 16 年の 34,613 件に比べ 47.1%（16,290 件）大きく減少しています。（図 6－2－1）

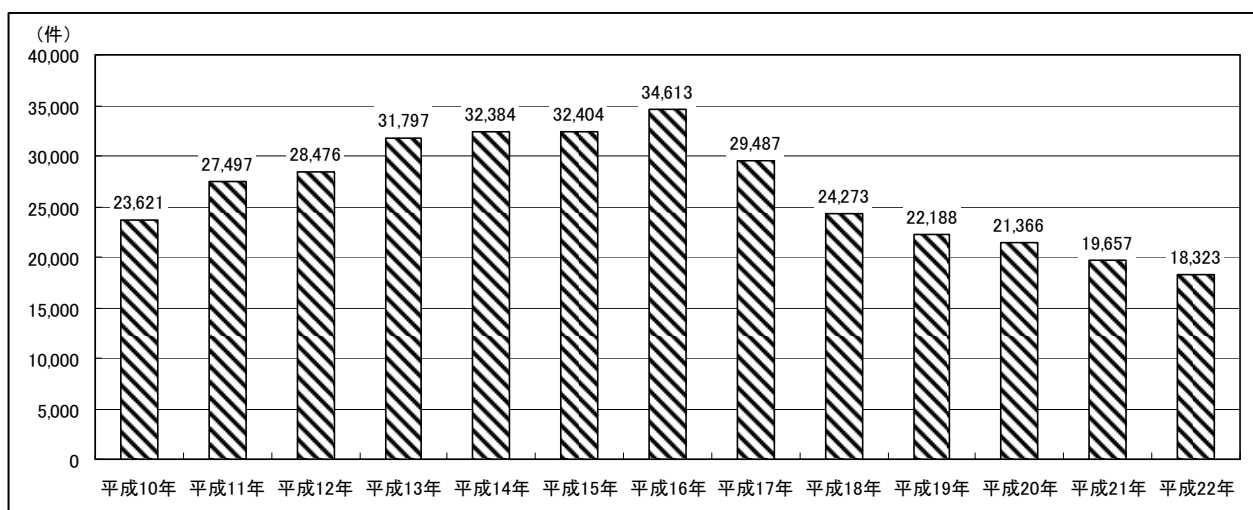


図 6－2－1 さいたま市刑法犯認知件数の推移

出典：埼玉県資料

注) 合併前のデータは旧市データの合計による。

○平成 22 年の人口千人あたりに換算した刑法犯認知件数は 14.96 件であり、政令指定都市 19 市中 10 番目に低い水準となっています。

○本市における近年の特徴として、全体の中で多く占める犯罪（自転車盗）や、身近な脅威となる犯罪（ひったくりや侵入窃盗）など、市民生活に身近なところで発生する犯罪が多く、また、市民の犯罪に対する不安感や防犯対策への関心も総じて高い状況にあります。（図 6－2－2）

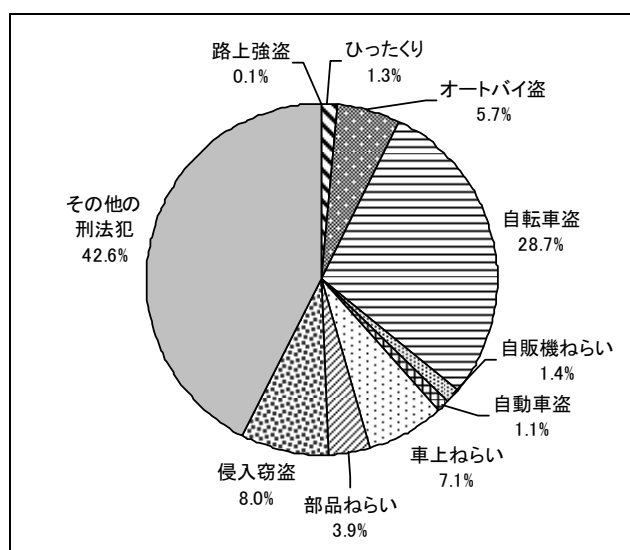


図 6－2－2 平成 22 年刑法犯認知件数内訳

出典：埼玉県資料

○平成 23 年の交通事故発生件数は 6,365 件であり、平成 19 年の 7,354 件に比べ 989 件、13.4%減少しています。区別にみると、見沼区が 855 件で最も多く、次いで大宮区の 755 件、岩槻区の 739 件の順となっています。(表 6-2-1)

○県内 48 市区の平成 23 年 12 月末現在の人口千人当たりの交通事故発生率をみると、大宮区が 6.88 件で第 1 位、岩槻区が 6.56 件で第 4 位となっている一方、南区が 3.75 件、浦和区が 3.77 件で、それぞれ少ない順の第 7 位、第 8 位に位置しています。(表 6-2-2)

表 6-2-1 交通事故発生件数等の推移

|       | 件数<br>(件) | 死者<br>(人) | 負傷者<br>(人) |
|-------|-----------|-----------|------------|
| 平成19年 | 7,354     | 20        | 8,847      |
| 平成20年 | 6,665     | 19        | 8,021      |
| 平成21年 | 6,385     | 23        | 7,610      |
| 平成22年 | 6,916     | 29        | 8,155      |
| 平成23年 | 6,365     | 19        | 7,585      |
| 西区    | 497       | 1         | 586        |
| 北区    | 701       | 2         | 846        |
| 大宮区   | 755       | 2         | 889        |
| 見沼区   | 855       | 2         | 999        |
| 中央区   | 489       | 1         | 560        |
| 桜区    | 437       | 1         | 532        |
| 浦和区   | 552       | 1         | 659        |
| 南区    | 658       | 4         | 771        |
| 緑区    | 682       | 1         | 823        |
| 岩槻区   | 739       | 4         | 920        |

出典: 埼玉県警察資料

注) 人身事故のみの数値であり、高速道路上の事故を除く。

表 6-2-2 人口千人当たりの人身交通事故発生率(発生率の高位順)

| 順位 | 市名       | 発生率<br>(件) | 順位 | 市名       | 発生率<br>(件) | 順位 | 市名       | 発生率<br>(件) |
|----|----------|------------|----|----------|------------|----|----------|------------|
| 1  | さいたま市大宮区 | 6.88       | 21 | 羽生市      | 5.32       | 41 | さいたま市浦和区 | 3.77       |
| 2  | 八潮市      | 6.80       | 22 | 三郷市      | 5.30       | 42 | さいたま市南区  | 3.75       |
| 3  | 戸田市      | 6.60       | 23 | 加須市      | 5.26       | 43 | 新座市      | 3.69       |
| 4  | さいたま市岩槻区 | 6.56       | 24 | 和光市      | 5.21       | 44 | 志木市      | 3.61       |
| 5  | 本庄市      | 6.52       | 25 | 入間市      | 5.15       | 45 | 吉川市      | 3.52       |
| 6  | 幸手市      | 6.39       | 26 | さいたま市中央区 | 5.11       | 46 | 飯能市      | 3.47       |
| 7  | 草加市      | 6.21       | 27 | 狭山市      | 5.08       | 47 | 富士見市     | 3.41       |
| 8  | 深谷市      | 6.16       | 28 | 桶川市      | 5.03       | 48 | 朝霞市      | 3.41       |
| 9  | 行田市      | 6.13       | 29 | さいたま市北区  | 4.94       |    |          |            |
| 10 | さいたま市緑区  | 6.07       | 30 | 久喜市      | 4.92       |    |          |            |
| 11 | さいたま市西区  | 5.89       | 31 | 蕨市       | 4.81       |    |          |            |
| 12 | 熊谷市      | 5.85       | 32 | 坂戸市      | 4.81       |    |          |            |
| 13 | 越谷市      | 5.83       | 33 | 秩父市      | 4.56       |    |          |            |
| 14 | 所沢市      | 5.70       | 34 | さいたま市桜区  | 4.56       |    |          |            |
| 15 | 蓮田市      | 5.70       | 35 | 春日部市     | 4.53       |    |          |            |
| 16 | 上尾市      | 5.49       | 36 | 日高市      | 4.46       |    |          |            |
| 17 | 東松山市     | 5.49       | 37 | 鴻巣市      | 4.32       |    |          |            |
| 18 | 川越市      | 5.46       | 38 | 川口市      | 4.29       |    |          |            |
| 19 | さいたま市見沼区 | 5.41       | 39 | 北本市      | 3.94       |    |          |            |
| 20 | 鶴ヶ島市     | 5.39       | 40 | ふじみ野市    | 3.92       |    |          |            |

出典: 埼玉県警察資料(平成23年12月末現在)

注1) 高速道路の事故を除く。

2) 人口は、平成23年1月1日現在の埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告の数値。

○65 歳以上の高齢者人口の増加とともに、高齢者の積極的な社会参加が進む中、県内では、平成 7 年以降連続で高齢者が交通事故死者の最多年齢層を記録し、平成 22 年中も 41.9% と他の年齢層に比べ突出した割合を占めています。

## イ) 本市の主な取組

- 防犯のまちづくりの基本理念を定め、安全で安心な住みよい地域社会の実現に寄与することを目的に、「さいたま市防犯のまちづくり推進条例」を制定し、平成 18 年 4 月から施行しています。
- 平成 21 年 3 月には、この条例に示された基本理念を実現し、より一層、防犯のまちづくりを計画的に進めるために必要な具体的な施策を盛り込んだ「さいたま市防犯のまちづくり推進計画」を策定しました。
- 自主的に防犯活動を行っている地域の防犯団体に対して、青色防犯パトロール車両の導入経費をはじめ、防犯活動に要する経費の一部を助成しています。市民防犯意識の高揚と自主防犯活動を支援することにより、自主防犯活動団体の数を平成 22 年度の 716 団体から平成 25 年度末までには 780 団体にすることを目標としています。
- 廃止交番を利用した地域防犯ステーションや公共施設などを利用した防犯パトロール拠点施設の設置を推進しています。このような拠点施設は、平成 23 年度末現在の 15 箇所から、平成 24 年度末の 20 箇所に増設することを目指しています。
- 市街地内の交通事故発生率の高い地区を対象に、概ね 1 k m<sup>2</sup>のエリアを設定し、公安委員会とも連携して面的・総合的な交通安全対策を進めるとともに、事故危険箇所における安全対策に取り組んでいます。



＜地域防犯ステーション＞

## ウ) 今後の重点課題

- ◆安心・安全な生活環境を実現するためには、刑法犯認知件数を減らしていく必要があります。刑法犯認知件数の中で多く占める自転車盗、身近な脅威となるひったくりや侵入窃盗、犯罪が多発する繁華街について、対策を強化していくことが課題となっています。
- ◆安心・安全なまちづくりを推進するため、地域の防犯活動の状況に基づき、関係機関と連携し、防犯パトロール拠点が必要な場所を検討・設置していくとともに、広報・啓発、補助金等の支援を継続し自主防犯活動団体を増やしていく必要があります。
- ◆「高齢者・子どもの交通安全確保」、「自転車・歩行者の交通安全確保」、「交差点の交通事故防止」を重点課題として、交通安全教室の開催などの交通安全に関する普及啓発活動を推進していく必要があります。

### (3) 生活基盤

#### ①上水道

##### ア) 概況

○水道事業は、利用者の水道料金などで事業を運営する地方公営企業<sup>49</sup>であり、独立採算制が原則とされています。平成 18 年度以降の年間総給水量は減少傾向にあり、平成 22 年度では 1 億 3,735 万 m<sup>3</sup>、平成 18 年度の 1 億 3,942 万 m<sup>3</sup>に比べ 207 万 m<sup>3</sup>、1.5%減少しています。その主な原因としては、景気の低迷や節水意識の定着化、節水型機器の普及などによる水需要の伸び悩みが考えられます。

○有収率は、年間総給水量に対する水道料金収入の対象となる水の割合で、送った水道水がどこまで効率よく収益につながったのかを表す指標であり、老朽管の布設替工事など漏水防止対策の推進によって、平成 18 年度の 92.7%から平成 22 年度の 93.7%に上昇しています。（表 6－3－1）

表 6－3－1 水道事業の基本業務量の推移

|        | 給水件数<br>(件) | (A)年間<br>総給水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 1日最大<br>給水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 1日平均<br>給水量<br>(m <sup>3</sup> ) | (B)年間総<br>有収水量<br>(m <sup>3</sup> ) | (B/A)<br>有収率<br>(%) | 1件1ヶ月<br>平均使用<br>水量(m <sup>3</sup> ) | 水道料金<br>収入 <sup>注)</sup><br>(百万円) |
|--------|-------------|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|---------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 平成18年度 | 520,405     | 139,424,410                        | 432,050                          | 381,985                          | 129,283,652                         | 92.7                | 21.52                                | 28,508                            |
| 平成19年度 | 531,885     | 139,136,000                        | 420,850                          | 380,153                          | 129,224,910                         | 92.9                | 21.16                                | 28,404                            |
| 平成20年度 | 542,530     | 136,771,880                        | 409,270                          | 374,717                          | 127,624,849                         | 93.3                | 20.52                                | 27,827                            |
| 平成21年度 | 550,339     | 136,273,270                        | 417,030                          | 373,351                          | 127,699,892                         | 93.7                | 20.22                                | 27,688                            |
| 平成22年度 | 555,804     | 137,351,660                        | 419,020                          | 376,306                          | 128,674,138                         | 93.7                | 20.10                                | 27,833                            |

出典：水道局経営企画室資料

注)「水道料金収入」は、消費税抜きの金額。

○水道事業の会計は、収益的収支と資本的収支に分けて会計処理するよう法令で定められています。このうち、収益的収支とは、水道水を使用者へ送り届けるまでの費用とその財源であり、主な収入は、使用者からの水道料金です。また、資本的収支とは、水道施設を新たに建設したり、整備・改良したりするために必要な経費とその財源であり、主な収入は、国などからの借入金や工事負担金です。

○平成 18 年度以降、収益的収支は収入が支出を上回っており、毎年度約 40 億円の黒字となっています。一方、資本的収支は収入が支出を大きく下回り、平成 22 年度には不足額が 128 億 6,858 万円にも上っています。（表 6－3－2）

表 6－3－2 収益的及び資本的収支の推移

|        | 収益的収支(百万円、税抜) |        |       | 資本的収支(百万円、税込) |        |          |
|--------|---------------|--------|-------|---------------|--------|----------|
|        | 収益的収入         | 収益的支出  | 収支差引  | 資本的収入         | 資本的支出  | 収支差引     |
| 平成18年度 | 31,494        | 27,593 | 3,901 | 1,386         | 11,384 | ▲ 9,998  |
| 平成19年度 | 31,659        | 27,831 | 3,828 | 6,910         | 17,303 | ▲ 10,393 |
| 平成20年度 | 30,965        | 27,327 | 3,638 | 9,590         | 21,712 | ▲ 12,122 |
| 平成21年度 | 30,531        | 26,893 | 3,638 | 6,911         | 19,388 | ▲ 12,477 |
| 平成22年度 | 30,612        | 26,223 | 4,389 | 1,649         | 14,518 | ▲ 12,869 |

出典：水道局業務部水道財務課資料

<sup>49</sup> 地方公営企業とは、地方公共団体が経営する企業のうち、地方公営企業法が適用される事業をいう。地方公営企業は、経済性を発揮しながら、公共の福祉を増進することを経営の基本原則とし、その経費は経営に伴う収入をもって充てることとされている。



○近年、景気の低迷や節水意識の定着化、節水型機器の普及などにより、全国的にも水需要が伸び悩み、料金収入の増加が期待できない状況に陥る一方、高度経済成長期に集中的に整備された水道施設の老朽化が一斉に進み、その維持管理や更新・耐震化のために必要なコストの増大が見込まれています。

## イ) 本市の主な取組

- 平成 22 年 1 月に、平成 32 年を目標年次とする水道事業の方向性を示した「さいたま市水道事業長期構想改訂版」を策定し、平成 23 年 3 月には、長期構想の実現を目指すため、平成 23 年度～27 年度を計画期間とする「さいたま市水道事業中期経営計画」を策定しています。(図 6-3-1)
- 安定的な給水の確保を図るため、老朽化した水道管や、上水道の基幹施設である浄・配水場の計画的な更新・改良及び耐震化に取り組んでいます。
- 鉛給水管の解消や配水管内の水質劣化防止事業等を通じて、安全で良質な水の供給に取り組んでいます。



図 6-3-1 さいたま市水道事業長期構想改訂版

## ウ) 今後の重点課題

- ◆市民の暮らしや都市活動を支える極めて重要なライフラインとして、利用者にいつでも信頼される水道を維持し続けるためには、従来にも増して計画的かつ効率的な事業経営を推進することが求められています。
- ◆老朽化した配水管や既設の浄・配水場の更新や耐震化を進めるとともに、災害時の応急給水場所の拡充を図り、災害に強い水道を構築する必要があります。
- ◆水質管理体制の強化や貯水槽を経由しない直結給水の普及促進等により、安全で良質な水の供給を促進していく必要があります。

## ②下水道

### ア) 概況

○本市の下水道事業では、行政区域の77%にあたる約16,800haを計画区域として定め、このうち12,835.9ha（認可区域）を、概ね5～7年で整備することを目指しています。（表6－3－3）

表6－3－3 下水道普及状況の推移

| 年度     | 下水道計画認可面積(ha) | 処理区域面積(ha) | (A) 行政人口(人) | (B) 処理区域内人口(人) | (C) 水洗化人口(人) | (B/A) 普及率(%) | (C/B) 水洗化率(%) |
|--------|---------------|------------|-------------|----------------|--------------|--------------|---------------|
| 平成17年度 | 12,036.7      | 9,655.8    | 1,173,418   | 953,558        | 881,464      | 81.3         | 92.4          |
| 平成18年度 | 12,215.0      | 9,888.3    | 1,195,005   | 984,359        | 913,010      | 82.4         | 92.8          |
| 平成19年度 | 12,215.0      | 10,159.0   | 1,204,461   | 1,008,719      | 935,661      | 83.7         | 92.8          |
| 平成20年度 | 12,835.9      | 10,408.0   | 1,215,846   | 1,034,060      | 963,657      | 85.0         | 93.2          |
| 平成21年度 | 12,835.9      | 10,729.1   | 1,226,487   | 1,062,589      | 994,019      | 86.6         | 93.5          |
| 平成22年度 | 12,835.9      | 11,409.2   | 1,234,274   | 1,085,479      | 1,020,804    | 87.9         | 94.0          |

出典：建設局下水道部下水道総務課、下水道維持管理課、下水道計画課資料  
注）平成17年度の行政人口は外国人登録人口を除く。

○平成22年度現在、下水道の処理区域内人口を行政人口で除して求めた下水道普及率は87.9%であり、平成17年度の81.3%に比べ6.6ポイント、処理区域内人口は131,921人増加しているものの、普及率は政令指定都市19市中、第15位という水準にとどまっています。また、合併処理浄化槽やコミュニティプラントなど、その他の生活排水処理施設を含めた汚水処理人口普及率は、91.1%となっています。（表6－3－4）

表6－3－4 下水道普及率の都市間比較（普及率の高位順）

| 順位 | 市名    | 下水道普及率 <sup>注1)</sup> (%) | 市域面積(ha) | 公共下水道認可区域面積(ha) | 処理区域 <sup>注2)</sup> |           |
|----|-------|---------------------------|----------|-----------------|---------------------|-----------|
|    |       |                           |          |                 | 面積(ha)              | 人口(人)     |
| 1  | 大阪市   | 99.9                      | 22,243   | 19,391          | 19,050              | 2,666,356 |
| 2  | 横浜市   | 99.8                      | 43,498   | 40,030          | 30,950              | 3,678,696 |
| 3  | 北九州市  | 99.8                      | 48,789   | 18,743          | 16,191              | 985,559   |
| 4  | 札幌市   | 99.7                      | 112,112  | 25,439          | 24,626              | 1,909,100 |
| 5  | 福岡市   | 99.5                      | 34,132   | 17,244          | 16,627              | 1,462,100 |
| 6  | 京都市   | 99.2                      | 82,790   | 16,028          | 15,369              | 1,459,600 |
| 7  | 川崎市   | 99.1                      | 14,435   | 11,288          | 10,663              | 1,417,133 |
| 8  | 名古屋市  | 99.0                      | 32,643   | 28,858          | 27,815              | 2,237,900 |
| 9  | 神戸市   | 98.7                      | 55,283   | 22,573          | 16,954              | 1,522,676 |
| 10 | 仙台市   | 97.8                      | 78,809   | 18,437          | 16,755              | 998,846   |
| 11 | 千葉市   | 97.2                      | 27,208   | 13,067          | 12,075              | 932,767   |
| 12 | 堺市    | 96.1                      | 14,999   | 11,027          | 9,255               | 804,879   |
| 13 | 相模原市  | 95.4                      | 32,884   | 7,808           | 7,400               | 667,876   |
| 14 | 広島市   | 93.3                      | 90,541   | 16,568          | 13,806              | 1,099,110 |
| 15 | さいたま市 | 87.9                      | 21,749   | 12,836          | 11,049              | 1,085,479 |
| 16 | 静岡市   | 79.3                      | 141,185  | 9,666           | 8,428               | 573,916   |
| 17 | 浜松市   | 78.3                      | 155,804  | 16,550          | 13,350              | 640,468   |
| 18 | 新潟市   | 77.1                      | 72,610   | 14,888          | 10,902              | 619,569   |
| 19 | 岡山市   | 61.9                      | 78,991   | 11,125          | 7,017               | 432,749   |

出典：各市所管課統計資料（平成22年度末現在、ただし、仙台市は平成21年度末現在）

注1）「下水道普及率」は、処理区域人口÷推計人口

2）「処理区域」は、排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理できる地域で、下水の処理の開始が公示された区域。

○下水道事業会計は、一般会計からの繰入金により収支の均衡を保っている状況が続いており、平成 17 年度以降、収益的収支は、一般会計からの繰出し金により概ね一貫して収入が支出を上回っているものの、資本的収支は一貫して収入が支出を大きく下回り、収入の支出に対する不足額は、各年度約 60 億円から約 80 億円に上っています。

○本市では、今後、下水道の未整備区域の解消や老朽化した施設の計画的な更新、合流式下水道の改善、さらに耐震性向上のため、建設改良コストが増大する一方、世帯規模の縮小に伴い 1 件当たりの汚水排水量は減少し、接続戸数の増加のわりに需要は鈍化し、下水道の料金収入は伸び悩むと見込まれています。このため、より一層効率的な経営改革の徹底を進め、下水道事業の経営健全化を図ることが急務となっています。

## イ) 本市の主な取組

□平成 20 年 3 月に、少子高齢化などの人口動向、地震や気候変動への対応、エネルギーや環境対策などの社会情勢を踏まえ、50 年先を見据えた長期的な視点に立ち、下水道事業としての基本的な方針や方向性を示した「希望（ゆめ）つなぐ下水道（みず）プラン（さいたま市下水道長期計画）」を策定しています。

□経費回収率<sup>50</sup>（汚水処理に要した費用に対する使用料による回収の程度であり、下水道事業の独立採算性を示す経営指標）の向上や、定員の適正管理を通じた経費の節減など、経営基盤の強化に向けた取組を推進しています。

□市街化区域を最優先とした公共下水道（汚水）の整備を推進するとともに、市街地における浸水被害の軽減を図るため、都市に降った雨を集め河川に排除する雨水貯留施設の整備に取り組んでいます。

□老朽化の著しい下水道施設による事故の未然防止や地震による被害を最小化するため、施設の重要度や老朽化の状況を考慮した下水道施設の計画的な改築・更新及び耐震化に取り組んでいます。

## ウ) 今後の重点課題

- ◆下水道事業の経営健全化を実現するため、経費回収率の改善や経費の節減をはじめ、より一層効率的な経営改革に向けた取組をさらに強化する必要があります。
- ◆市民の生活環境や公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備をより一層推進する必要があります。
- ◆管きょ施設や中継ポンプ場などの老朽化した下水道施設の改築・更新や、耐震化を計画的に推進する必要があります。

<sup>50</sup> 平成 22 年度末で 77.9%であり、その他の政令指定都市の平均値 105.2%と比較して、その低さが際立つ状況にある。

### ③住宅

#### ア) 概況

○我が国では、平成 18 年 6 月に「住生活基本法」が施行され、これまでの住宅の量の確保を図る政策から、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の質の向上を図る政策へと大きな転換が図られました。

○社会構造の変化や少子高齢社会の進展等に伴い、ライフスタイルや価値観が多様化しております。こうした中で、住み方も多様化しており、地域の環境やライフステージに合わせた住環境へのニーズが変化しています。

○平成 20 年 10 月 1 日現在、住宅の建て方別構成比は、共同住宅が 52.4%、一戸建が 46.0%となっています。また、建築の時期別では、昭和 55 年以前の旧耐震基準に基づく住宅が 21.1%を占めています。(表 6－3－5・6)

表 6－3－5 住宅の建て方別住宅数・構成比

|       | 総数      | 一戸建<br>(戸) | 比率<br>(%) | 長屋建<br>(戸) | 比率<br>(%) | 共同住宅<br>(戸) | 比率<br>(%) | その他<br>(戸) | 比率<br>(%) |
|-------|---------|------------|-----------|------------|-----------|-------------|-----------|------------|-----------|
| 市全体   | 465,890 | 214,250    | 46.0      | 6,430      | 1.4       | 244,260     | 52.4      | 950        | 0.2       |
| 西 区   | 28,960  | 19,260     | 66.5      | 340        | 1.2       | 9,350       | 32.3      | 10         | 0.0       |
| 北 区   | 53,840  | 22,030     | 40.9      | 580        | 1.1       | 31,140      | 57.8      | 80         | 0.1       |
| 大 宮 区 | 44,880  | 19,500     | 43.4      | 780        | 1.7       | 24,430      | 54.4      | 170        | 0.4       |
| 見 沼 区 | 56,370  | 31,920     | 56.6      | 1,080      | 1.9       | 23,290      | 41.3      | 70         | 0.1       |
| 中 央 区 | 38,520  | 13,570     | 35.2      | 630        | 1.6       | 24,280      | 63.0      | 30         | 0.1       |
| 桜 区   | 38,940  | 14,380     | 36.9      | 260        | 0.7       | 24,220      | 62.2      | 80         | 0.2       |
| 浦 和 区 | 60,300  | 22,280     | 36.9      | 780        | 1.3       | 37,020      | 61.4      | 230        | 0.4       |
| 南 区   | 67,560  | 22,570     | 33.4      | 660        | 1.0       | 44,260      | 65.5      | 80         | 0.1       |
| 緑 区   | 37,250  | 20,050     | 53.8      | 730        | 2.0       | 16,390      | 44.0      | 80         | 0.2       |
| 岩 槻 区 | 39,270  | 28,680     | 73.0      | 590        | 1.5       | 9,880       | 25.2      | 120        | 0.3       |

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」(平成20年10月1日現在)

表 6－3－6 建築の時期別住宅数・構成比

| 建築の時期      | 戸数<br>(戸) | 比率<br>(%) |
|------------|-----------|-----------|
| 昭和25年以前    | 4,200     | 0.9       |
| 昭和26年～35年  | 4,500     | 1.0       |
| 昭和36年～45年  | 24,700    | 5.3       |
| 昭和46年～55年  | 64,700    | 13.9      |
| 昭和56年～平成2年 | 94,800    | 20.3      |
| 平成3年～7年    | 65,600    | 14.1      |
| 平成8年～12年   | 69,200    | 14.9      |
| 平成13年～15年  | 39,000    | 8.4       |
| 平成16年      | 13,300    | 2.9       |
| 平成17年      | 11,800    | 2.5       |
| 平成18年      | 10,400    | 2.2       |
| 平成19年      | 15,100    | 3.2       |
| 平成20年1月～9月 | 7,100     | 1.5       |
| 不詳         | 41,500    | 8.9       |
| 合計         | 465,900   | 100.0     |

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」  
(平成20年10月1日現在)

○平成 23 年 4 月現在、本市が所有する市営住宅は 38 団地、107 棟、2,586 戸であり、世帯数ベースでは市全体の約 0.5%に当たります。なお、市営住宅は、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代にかけて建設されたものが約半数近くを占めており、平成 40 年代に入ると耐用年数を迎える住宅が急増すると見込まれています。

#### イ) 本市の主な取組

- 平成 21 年 3 月に、国・県などの住宅政策との整合を図りつつ、豊かさを実感できる住宅・住環境の実現を目指した「さいたま市住生活基本計画」を策定し、安全で快適な住環境の形成と承継、地域独自の誇れる住環境の創造と住情報の発信、居住ニーズに対応した住環境の誘導、公・民の連携による住宅セーフティネットの再構築を基本目標に、質の高い住宅施策の推進に取り組んでいます。
- 平成 23 年 3 月に策定した「さいたま市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、全ての市営住宅について、建替えるのか、又は、修繕や機能改善を行ない長寿命化するのか今後の活用方法を検討し、ライフサイクルコストの縮減、予算・事業量の平準化を図り、住宅セーフティーネット機能の適正な維持を推進しています。

#### ウ) 今後の重点課題

- ◆老朽化した市営住宅を対象に、その集約・高層化や適正なストック量を考慮した建替えを計画的に推進する必要があります。
- ◆住宅の質の向上及び災害に強いまちづくりに資するため、今後も引き続き、市民に対する情報提供や啓発活動などに努めながら、住宅の耐震化を促進する必要があります。
- ◆市営住宅の供給量を増やすことが困難な状況においては、既存ストックの有効活用を図るため、高額所得者、収入超過者対策を徹底し、入居機会の公平性を確保する必要があります。